育児介護休業

対応プランのご案内

法改正の準備、できていますか？

令和７年4月・10月より育児・介護休業法が改正され、
企業は現状の規則や運用の見直し等の対応が必要です。
この機会にぜひ、ご相談ください。

プラン一覧

サービスプラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
改正育児・介護休業規程（テンプレート版）新旧対照表のご提供	○	○	○
4月・10月の2回分対応含む　各種様式のご提供	○	○	○
4月・10月の2回分対応含む　育児休業・介護休業規程の改定	○	○	×
4月・10月の2回分対応含む　労使協定の改定・作成	○	○	×
ご担当者への法改正レクチャー（WEB）	△ ※1	×	×
従業員説明会の実施（WEB）	△ ※1	×	×
産休・育休の手引きの作成支援（女性版・男性版・管理職版）	○	×	×
ご相談　予定回数（WEB・対面）	2回 ※2	1回 ※2	×
ご料金（税別途）	￥120,000～	￥80,000～	￥50,000～
顧問契約先様　ご料金（税別途）	￥80,000～	￥50,000～	￥30,000～

※1　内容により追加で費用が必要な場合があります。　※2　目安回数です。回数を追加することも可能です。（費用別）

社会保険労務士法人
庄司茂事務所

今年の育介法改正は盛りだくさんの内容

育児休業関連

施行日	項目	義務	就業規則の見直し
2025.04.01	子の看護休暇の見直し	義務	要
	所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大	義務	要
	短時間勤務制度（３歳未満）の代替措置にテレワーク追加	ー	選択時要
	育児のためのテレワーク導入	努力	導入時要
	育児休業取得状況の公表義務適用拡大	義務	ー
2025.10.01	柔軟な働き方を実現するための措置等	義務	要
	仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮	義務	ー

介護休業関連

施行日	項目	義務	就業規則の見直し
2025.04.01	介護休暇を取得できる労働者の要件緩和	義務	締結時要
	介護離職防止のための雇用環境整備	義務	ー
	介護離職防止のための個別の周知・意向確認等	義務	ー
	介護のためのテレワーク導入	努力	導入時要

育児介護休業対応プラン 申 込 用 紙 (FAX 0120−38−3399)

ご希望プラン	□ Aプラン □ Bプラン □ Cプラン □ その他（ ）		
	（A・Bプランご希望の場合は『**希望相談場所**』**欄**にもチェックをおねがいします。）		
希望相談場所	□ 庄司事務所（神戸） 神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル6F □ 庄司事務所（姫路） 姫路市安田4-36 マサミビル3F □ オンライン相談を希望する （※PCをご用意ください。ソフトは不要です）		
会社名		業種	従業員数
会社情報	所在地：		
	TEL：	FAX：	
ご担当者	①御役職・御芳名	メール	

・お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。
※FAX以外をご希望の場合、右記よりご希望方法をお選びください。（ □TEL希望 □メール希望 ）
・もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いします。（TEL:0120-66-8050）

・ご記入いただきました個人情報は、ご案内をお送りする等、弊事務所業務以外には使用いたしません。
・情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切いたしません。
・弊事務所が要求する個人情報の提供は任意です。
社会保険労務士法人　庄司茂事務所
個人情報保護管理者　岸田岳　　TEL：078-361-2031

社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F
TEL:078-361-2031　FAX:078-361-2035
姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030　FAX:079-286-5040